

第3節

日米安全保障体制の
信頼性向上のための諸施策

日米安保体制については、その実効性を確保し、信頼性を向上させるために不断の努力が必要とされる。本節

では、前節で言及した以外の諸施策について説明する。

1 日米政策協議

1 日米間の主要な協議の場

日米間の安全保障に関する政策の協議は、通常的外交ルートによるもののほか、「2+2」会合、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）、防衛協力小委員会（SDC）など防衛・外務などの関係者によって各種のレベルで緊密に行われている。これら協議の枠組みは次表のとおりである。

図表4-3-1 安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な協議の場

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会（SCC） Security Consultative Committee （「2+2」会合）	外務大臣 防衛庁長官	国務長官 国防長官 （注1）	日米両政府間の理解の促進に役立ち、及び安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	安保条約第4条などを根拠とし、昭和35年1月19日付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務レベル協議（SSC） Security Subcommittee	参加者は一定していない （注2）	参加者は一定していない （注2）	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	安保条約第4条など
防衛協力小委員会（SDC） Subcommittee for Defense Cooperation （注3）	外務省北米局長 防衛庁防衛局長 及び運用局長 統幕の代表 （注4）	国務次官補 国防次官補 在日米大使館 在日米軍、 統合参謀本部、 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議	昭和51年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、平成8年6月28日の日米次官級協議において改組
日米合同委員会 （原則として隔週開催）	外務省北米局長 防衛施設庁長官 など	在日米軍副司令官 在日米大使館 公使・参事官など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

- （注）1 平成2年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官。
2 両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。
3 平成8年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会議を設置した。
4 平成9年9月23日防衛庁運用局長が加えられた。

さらに、防衛庁としては、防衛庁長官と米国防長官との間で日米防衛首脳会談を適宜実施しており、両国の防衛政策や防衛協力に焦点をあて協議を行っている。

また、防衛庁の実務レベルにおいても、日米安保体制の下、米国防省などとの間で随時協議を実施し、必要な情報の交換などを行っており、近年、日米の防衛協力が進んだことにより、これらの機会は一層重要になってきている。

このように、あらゆる機会とレベルを通じ、日米間において情報と認識を共有していくことは、日米間の一層の連携強化・緊密化を通じて日米安保体制の信頼性の向上に資するものであり防衛庁としても主体的・積極的に取り組んでいる。

2 日米政策協議の実績

05年10月29日には、大野防衛庁長官（当時）、ラムズフェルド国防長官および町村外務大臣（当時）、ライス国務長官との間で、同年2月に続き、「2+2」会合が開かれた。この会合においては、イラクやテロとの闘いなどのグローバルな安全保障協力、中国や北朝鮮などの地域情勢などについて意見交換が行われるとともに、これまでの日米同盟の将来に関する日米協議の成果として「日米同盟：未来のための変革と再編」がとりまとめられた。

参照 > 本章2節（P178）

また、本年1月17日には、額賀防衛庁長官は、米国ワシントンにおいてラムズフェルド国防長官と防衛首脳会談を行った。

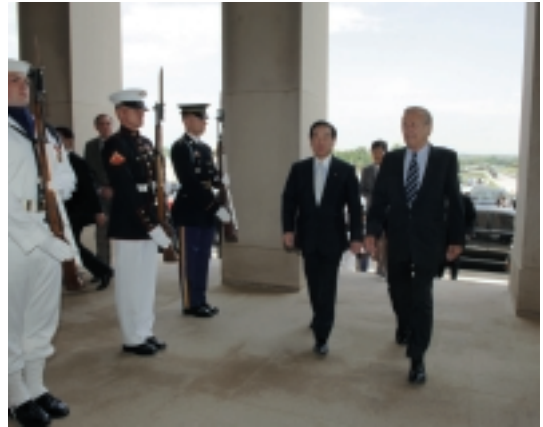
会談において、両長官は、日本の安全保障のみならず地域、世界においても役割が拡大している日米安保体制の意義と重要性について認識が一致するとともに、米軍再編を成功させなければならず、そのための作業を加速することについても、認識が一致した。また、額賀長官より、再編問題は、わが国の防衛政策のあり方や将来の日米関係を決定する上で極めて重要な問題であり、最終取りまとめに際して新しい21世紀の日米同盟関係についての一定の政治的メッセージを国の内外に示すことが重要として、新しい日米同盟のあり方について今後議論していく旨発言した。このほか、イラク人道復興支援や在日米軍人などによる事件について意見交換がなされた。

本年4月23日にも、再度、額賀防衛庁長官は、米国ワシントンにおいて、ラムズフェルド国防長官と防衛首脳会談を行い、在沖縄海兵隊のグアムへの移転経費などについて話し合った。

本年5月1日には、額賀防衛庁長官、ラムズフェルド国防長官および麻生外務大臣、ライス國務長官との間で、昨年10月に続き、「2+2」会合が開かれた。本会合においては、日米同盟の重要性を確認したほか、イラクの復興・民主化、テロとの闘いにおける国際協力の重要性が確認され、米側からは、自衛隊の派遣などの日本の支援に対する感謝が示された。その他、イランにおける核問題、北朝鮮情勢、中国情勢などについての意見交換がなされた。また、兵力態勢の再編に関して、最終とりまとめがなされ、「再編実施のための日米のロードマップ」と題する文書が公表された。額賀防衛庁長官は、ラムズフェルド国防長官との協議の際、96（同8）年の日米安保共同宣言発出後、当時予想していなかった事象が次々と起こっており、日米防衛・安全保障の大きな目的・理念を示すことが重要であることを指摘した。

参照 > 本章2節（P178）

同月3日には、額賀長官とラムズフェルド国防長官の間で日米防衛首脳会談が行われ、最終とりまとめをみた再編の今後の具体的進め方などにつき、意見交換が行われた。



日米防衛首脳会談（本年5月）に臨む
額賀防衛庁長官とラムズフェルド国防長官

また、6月4日には、シンガポールのIISSアジア安全保障会議の機会に日米防衛首脳会談が実施され、5月の「2+2」会合における米軍再編に関する最終とりまとめが両国にとって重要な意義があったことなどが確認された。

また、閣僚レベルのみならず、日米の審議官級の実務者レベルにおいても、随時協議を実施し、より具体的・専門的な議論や意見交換を行っている。

（図表4-3-2参照）

図表4-3-2 日米協議(閣僚級)の実績(2005年以降)

年月日	会議	場所	日本側	米側
05. 2.19	日米安全保障協議委員会(「2+2」)	ワシントン(米国)	大野防衛庁長官 町村外務大臣	ラムズフェルド国防長官 ライス國務長官
05. 6. 4	日米防衛首脳会談	シンガポール	大野防衛庁長官	ラムズフェルド国防長官
05.10.29	日米安全保障協議委員会(「2+2」)	ワシントン(米国)	大野防衛庁長官 町村外務大臣	ラムズフェルド国防長官 ライス國務長官
06. 1.17	日米防衛首脳会談	ワシントン(米国)	額賀防衛庁長官	ラムズフェルド国防長官
06. 4.23	日米防衛首脳会談	ワシントン(米国)	額賀防衛庁長官	ラムズフェルド国防長官
06. 5. 1	日米安全保障協議委員会(「2+2」)	ワシントン(米国)	額賀防衛庁長官 麻生外務大臣	ラムズフェルド国防長官 ライス國務長官
06. 5. 3	日米防衛首脳会談	ワシントン(米国)	額賀防衛庁長官	ラムズフェルド国防長官
06. 6. 4	日米防衛首脳会談	シンガポール	額賀防衛庁長官	ラムズフェルド国防長官

2 「日米防衛協力のための指針」とその実効性確保のための諸施策

1 「日米防衛協力のための指針」

冷戦後の安全保障環境の変化を受けて発表された、96（同8）年の日米安全保障共同宣言においては、日米同盟関係の信頼性を高める上で重要な柱となる具体的な分野での協力の1つとして、「日米防衛協力のための指針」¹の見直しが行われた。これを踏まえ、日米両国は、日米安保体制の信頼性の更なる向上を図るため、78（昭和53）年の策定から約20年ぶりに「日米防衛協力のための指針」（前指針）を見直し、97（平成9）年、「2+2」会合において、新たな「日米防衛協力のための指針」（「指針」）が了承された。その概要は、次のとおりである。

(1) 「指針」の目的

「指針」は、平素から並びにわが国に対する武力攻撃および周辺事態に際して、より効果的かつ信頼性のある日米協力をを行うための堅固な基礎を構築することなどを目的としている。

(2) 「指針」において定められた協力事項

ア 平素から行う協力

両国政府は、わが国の防衛およびより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、密接な協力を維持し、平素から情報交換および政策協議、安全保障対話・防衛交流、国連平和維持活動および人道的な国際救援活動、共同作戦計画および相互協力計画の検討、共同演習・訓練の強化、調整メカニズムの構築などさまざまな分野での協力を充実する。

イ わが国に対する武力攻撃に際しての対処行動など

わが国に対する武力攻撃に際しての共同対処行動などは、引き続き日米防衛協力の中核的要素であり、両国政

府は次のような協力をを行う。

わが国に対する武力攻撃に際しては、自衛隊は主として防勢作戦²を行い、米軍はこれを補完・支援するための作戦を行う。

自衛隊と米軍は、整合性を保ちつつ、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行い、航空侵攻対処、わが国周辺海域の防衛、着上陸侵攻対処などそれぞれの作戦構想により対処する。

自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃など不正規型の攻撃を、極力早期に阻止・排除するための作戦を主体的に実施する。その際、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。自衛隊と米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

（図表4-3-3参照）

図表4-3-3 わが国に対する武力攻撃がなされた場合の作戦構想

作戦など	自衛隊の活動	米軍の活動
わが国に対する航空侵攻に対処するための作戦	防空のための作戦を主体的に実施	自衛隊の行う作戦を支援 打撃力の使用を伴うような作戦を含め自衛隊の能力を補完するための作戦を実施
わが国周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦	わが国の重要な港湾及び海峡の防衛、わが国周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施	自衛隊の行う作戦を支援 機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め自衛隊の能力を補完するための作戦を実施
わが国に対する着上陸侵攻に対処するための作戦	わが国に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施	主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施 （その際、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の作戦を支援）
その他の脅威への対応	ゲリラ・コマンドウ攻撃などわが国の領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃	事態に応じて自衛隊を適切に支援
弾道ミサイル攻撃	攻撃に対応するため密接に協力し調整	
		わが国に対し必要な情報を提供 必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮

1) 78（昭和53）年に作成された前指針。日米安保条約などの目的を効果的に達成するため、日米の協力のあり方について規定したものである。

2) 敵の攻勢に対し、その企画の達成を阻止する目的をもって行う作戦。攻勢作戦とは、自ら敵を求めてこれを撃破しようとする積極的な形態をいう。

ウ 周辺事態に際しての協力

日米両国政府は、周辺事態³が発生することのないよう、外交を含めあらゆる努力を払う。周辺事態における協力の対象となる機能・分野および協力項目例は、図表4-3-4のとおりである。

(3)「指針」の下での日米共同の取組

「指針」の下での日米防衛協力を効果的に進め、確実に成果をあげるためには、「平素」、「わが国に対する武力攻撃」、「周辺事態」という安全保障上の種々の状況を通じ、両国が協議を行い、さまざまなレベルで十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが必要不可欠である。このため、両国政府は、あらゆる機会をとらえて情報交換と政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整および作戦・活動分野の調整のため、以下の2つのメカニズムを構築する。

ア 包括的なメカニズム

包括的なメカニズムは、平素において「指針」の下での日米共同作業を行うためのものであり、自衛隊と米軍だけでなく、両国政府の関係機関が関与して構築される。包括的なメカニズムでは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に円滑かつ効果的に対応できるよう、共同作戦計画と相互協力計画についての検討などの共同作業を行う。

(図表4-3-5参照)

イ 調整メカニズム

00(同12)年に構築された調整メカニズムは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に際して両国が行うそれぞれの活動の調整を図るため、平素から構築しておくものである。

(図表4-3-6参照)

2 「指針」の実効性を確保するための諸施策

(1)「指針」の実効性確保のための措置

「指針」の実効性を確保するため、平素からの取り組みをはじめ、武力攻撃事態や周辺事態における日米協力について法的側面を含めて必要な措置を適切に講じることが重要である。このような観点から、平素から「指針」における共同作戦計画および相互協力計画についての検討を含む日米間の共同作業を政府全体として協力して進めることが必要である。

周辺事態における日米協力との観点から、周辺事態安全確保法、船舶検査活動法などの法制整備がなされている。

また、武力攻撃事態等における協力との観点からは、有事法制整備の一環として、米軍の行動の円滑化のための措置が講じられている。

参照 > 2章3節(P106)

(2) 周辺事態安全確保法と船舶検査活動法の概要

周辺事態安全確保法は、周辺事態に対応してわが国が行う措置、その実施の手續などを定めている。また、船舶検査活動法は、周辺事態に対応して、わが国が行う船舶検査活動に関して、その実施の態様、手續などを定めている。その概要は、次のとおりである。

内閣総理大臣は、周辺事態に際して、自衛隊が行う後方地域支援⁴、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動などを行う必要があると認めるときは、その措置を行うことおよび対応措置に関する基本計画の案について閣議決定を求めなければならない。また、対応措置の実施については、国会の事前承認、緊急時は事後承認を得なければならない。

防衛庁長官は、基本計画に従い、実施要項(実施区域の指定など)を定め、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊などに、自衛隊による後方地域支援、後方地域

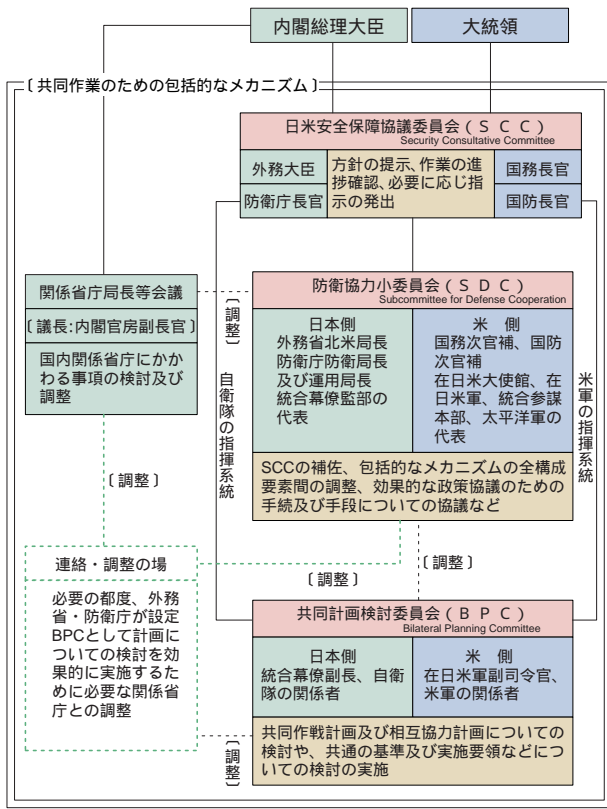
3) そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態など、わが国周辺の地域におけるわが国の平和と安全に重要な影響を与える事態をいう。

4) 後方地域とは、わが国の領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで行われる活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められるわが国周辺の公海(領海の基線から200カイリ(約370km)までの水域である排他的経済水域を含む。)およびその上空の範囲をいう。

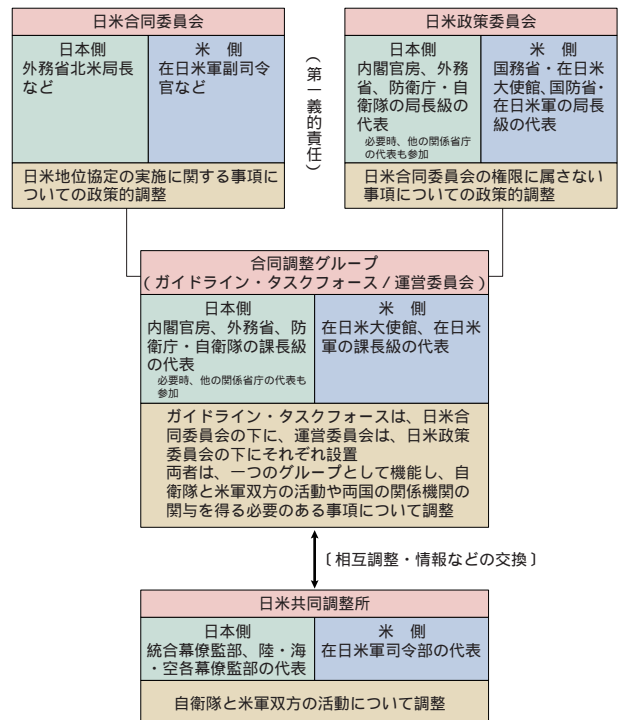
図表4-3-4 周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例

機能及び分野		協力項目例	
日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力	救援活動及び避難民への対応のための措置	被災地への人員及び補給品の輸送 被災地における衛生、通信及び輸送 避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給	
	捜索・救難	日本領域及び日本の周囲の海域における捜索・救難活動並びにこれに関する情報の交換	
	非戦闘員を退避させるための活動	情報の交換並びに非戦闘員との連絡及び非戦闘員の集結・輸送 非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理及び検疫 日本国内における一時的な宿泊、輸送及び衛生にかかわる非戦闘員への援助	
	国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動	経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査及びこのような検査に関連する活動 情報の交換	
米軍の活動に対する日本の支援	施設の使用	補給などを目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 自衛隊施設及び民間空港・港湾における米国による人員及び物資の積卸しに必要な場所及び保管施設の確保 米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設及び民間空港・港湾の運用時間の延長 米航空機による自衛隊の飛行場の使用 訓練・演習区域の提供 米軍施設・区域内における事務所・宿泊所などの建設	
	後方地域	補給	自衛隊施設及び民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資(武器・弾薬を除く。)及び燃料・油脂・潤滑油の提供 米軍施設・区域内に対する物資(武器・弾薬を除く。)及び燃料・油脂・潤滑油の提供
		輸送	人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 公海上の米船舶に対する人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の海上輸送 人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーンの使用
	支援	整備	米航空機・船舶・車両の修理・整備 修理部品の提供 整備用資器材の一時提供
		衛生	日本国内における傷病者の治療 日本国内における傷病者の輸送 医薬品及び衛生機具の提供
		警備	米軍施設・区域の警備 米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視 日本国内の輸送経路上の警備 情報の交換
		通信	日米両国の関係機関の間の通信のための周波数(衛星通信用を含む。)の確保及び器材の提供
	日米協力	運用面における	米船舶の出入港に対する支援 自衛隊施設及び民間空港・港湾における物資の積卸し 米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電など 米軍施設・区域従業員の一時増員
警戒監視		情報の交換	
機雷除去 海・空域調整		日本領域及び日本の周囲の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換 日本領域及び周囲の海域における交通量の増大に対応した海上運航調整 日本領域及び周囲の空域における航空交通管制及び空域調整	

図表4-3-5 包括的なメカニズムの構成



図表4-3-6 調整メカニズムの構成



搜索救助活動および船舶検査活動の実施を命ずる。

関係行政機関の長は、法令と基本計画に従い、対応措置を実施するとともに、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。また、法令と基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる⁵。

内閣総理大臣は、基本計画の決定・変更、対応措置の終了に際しては、遅滞なく、国会に報告する。

（図表4-3-7参照）

（3）後方地域支援

後方地域支援とは、周辺事態に際して日米安保条約の目的達成に寄与する活動を行っている米軍に対し、後方地域においてわが国が行う物品・役務の提供、便宜の供与などの支援措置である。

自衛隊が行う後方地域支援で提供の対象となる物品・役務の種類は、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務および基地業務である。

（4）後方地域搜索救助活動

後方地域搜索救助活動とは、周辺事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、後方地域においてわが国が行う搜索・救助活動（救助した者の輸送を含む。）である。

戦闘参加者以外の遭難者についても救助を行う。また、実施区域に隣接する外国の領海に遭難者がいる場合は、この外国の同意を得て、その遭難者の救助を行うことができる。ただし、その海域において現に戦闘行為が行われておらず、かつ、活動期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる場合に限る。

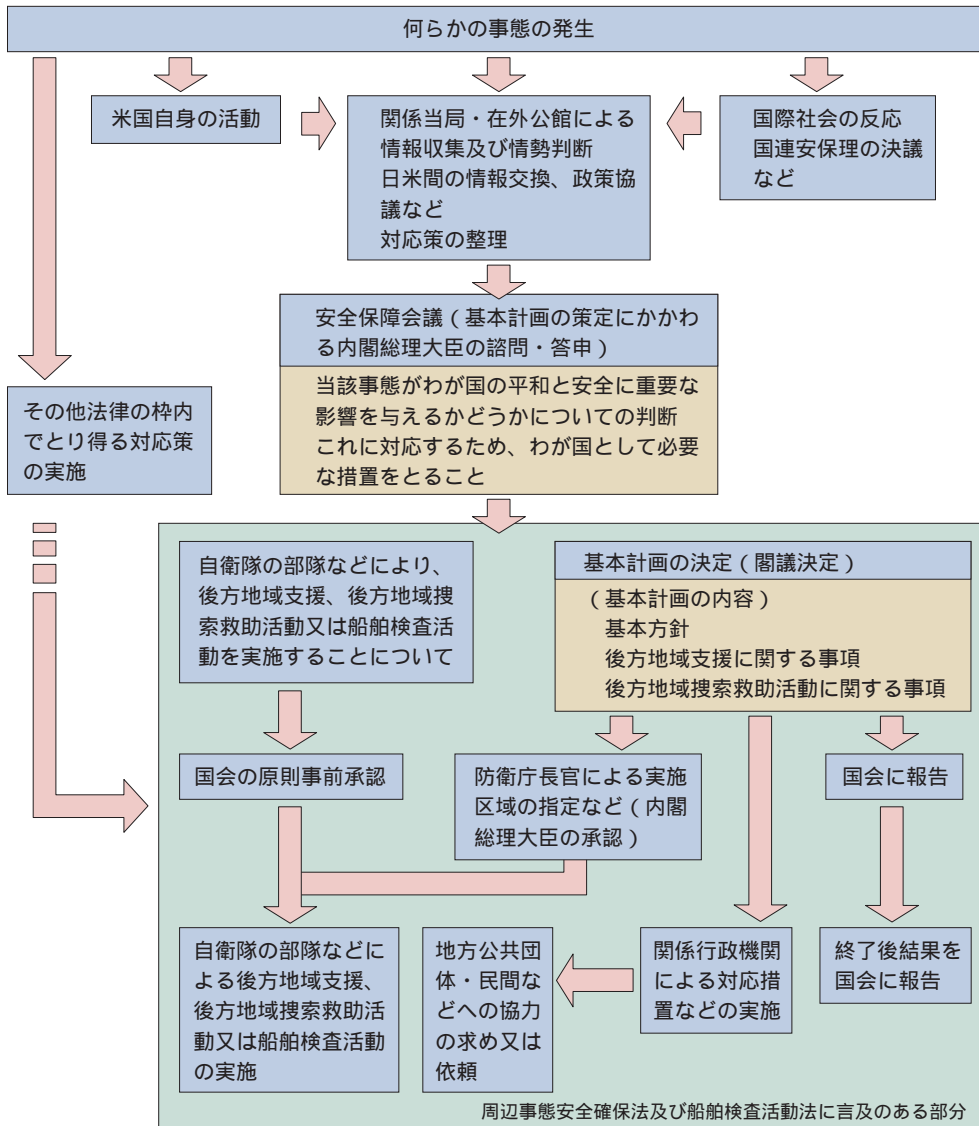
5）政府は、協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずる。

(5) 船舶検査活動

船舶検査活動とは、周辺事態に際し、わが国が参加する貿易その他の経済活動にかかわる規制措置の厳格な実施を確保する目的で、船舶（軍艦など⁶を除く。）の積荷・目的地を検査・確認する活動および必要に応じ船舶

の航路・目的港・目的地の変更を要請する活動である。この活動は、国連安保理決議に基づいて、又は旗国⁷の同意を得て、わが国領海やわが国周辺の公海（排他的経済水域を含む。）において行われる。

図表4-3-7 周辺事態に対する対応の手順



6) 軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるもの

7) 海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国

3 日米共同訓練

自衛隊と米軍の共同訓練は、それぞれの戦術技量¹の向上を図る上で有益である。さらに、日米共同訓練を通じて、平素から戦術面などの相互理解と意思疎通を深め、インターオペラビリティ（相互運用性）を向上させておくことは、日米共同対処行動を円滑に行うために欠かせない。また、周辺事態安全確保法などにより自衛隊に与えられた任務を行う上で、日米の連携・調整要領²を平素から訓練しておくことも重要である。このような努力は、ひいては日米安保体制の信頼性と抑止効果を維持し向上させることにもつながる。

このため、自衛隊は、米軍との間で、各種の共同訓練をこれまでも行っており、今後ともその内容の充実に努めていく方針である。たとえば、本年2月、統幕、陸・海・空自衛隊などから約1,300名が参加して行われた日米共同統合演習（指揮所演習）においては、自衛隊が新たな統合運用体制へ移行することを踏まえ、わが国に対す

る武力攻撃や周辺事態が発生した場合における陸・海・空自衛隊間や自衛隊・米軍間の連携・調整要領について訓練を実施し、共同統合運用能力の維持・向上を図った。

参照 > 資料42 (P375)



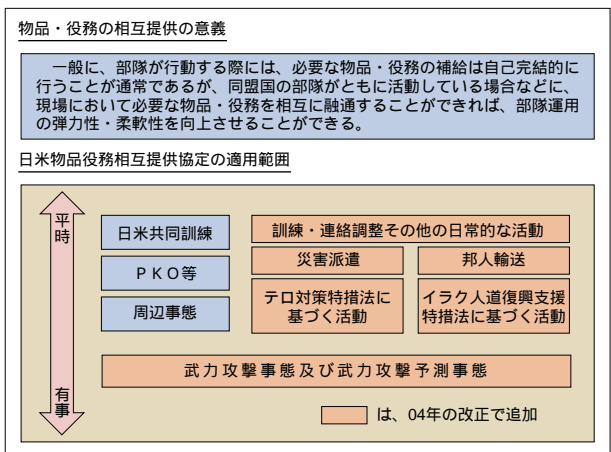
派米訓練において探知訓練を行うSH-60J哨戒ヘリコプターと米原潜

4 日米物品役務相互提供協定

日米物品役務相互提供協定¹は、自衛隊と米軍との間で、いずれか一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は、その物品や役務を提供できることを基本原則としている²。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とし、平時における共同訓練などから、国際平和協力活動、周辺事態、武力攻撃事態などのさまざまな状況における協力を適用される。

（図表4-3-8参照）

図表4-3-8 日米物品役務相互提供協定（ACSA）



3-1) 個々の装備を使いこなすとともに、一定の規模の部隊を動かすための能力など

2) 互いに連絡し、協力し合って物事を処理する手順

4-1) 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の物品役務相互提供協定」

2) 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成部品、修理・整備および空港・港湾業務および弾薬（武力攻撃事態等の場合のみ）である（武器は含まれない。）

5 装備・技術面での交流

日米両国は、日米安保条約において、それぞれの防衛能力の維持、発展のために相互に協力するとしている。また、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」は、装備、資材、役務その他の援助を日米相互に供与することを規定するなど両国間の相互協力の枠組みを定めている。わが国としても、こうした相互協力の原則を踏まえ、わが国の技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面に関する協力を積極的に進める必要がある。

わが国は、日米技術協力体制の進展と技術水準の向上などの状況を踏まえ、83（昭和58）年、対米武器技術供与取極¹を締結し、米国に対しては、武器輸出三原則等によらず武器技術を供与することとした。以来、携行地对空誘導弾（SAM）関連技術などをはじめとして、弾道ミサイル防衛共同技術研究^{Surface to Air Missile}に関連する武器技術など14件の武器技術の対米供与を決定している。

また、日米両国は、装備・技術問題についての意見交換の場である日米装備・技術定期協議（S&TF）^{Systems and Technology Forum}などで協議を行い、そこで合意された具体的なプロジェクトについて日米共同研究・改修を行っている。92（平成4）年以降、これまで14件の共同プロジェクトに関する政府間取極^{とりきめ}を締結して共同研究などを行っており、内8件は既にプロジェクトを終了している。日米間での装備・技術協力は、両国にとって、インターオペラビリティの向上や、研究開発コストとリスクの低減などの意義があり、

日米両国は今後の協力の拡大についても検討を行っている。

（図表4-3-9参照）

図表4-3-9 日米共同研究プロジェクト

項目	概要	共同研究実施のための政府間取極の締結時期	終了時期
ダクトロケット・エンジン	外部からの空気を加えて、ロケット固体燃料を2次燃焼させるための基礎技術に関する研究	1992年9月	1999年1月
先進鋼技術	潜水艦の耐圧殻などに使う超高張力鋼材の溶接基礎技術に関する研究	1995年10月	2002年1月
戦闘車両用セラミック・エンジン	セラミック材料を適用したディーゼルエンジンの基礎技術に関する研究	1995年10月	2002年10月
アイセーフ・レーザーレーダー	目に対して安全性の高い波長のレーザーを使ったレーザー装置の基礎技術に関する研究	1996年9月	2001年9月
射出座席	戦闘機の射出座席に乗員拘束装置及び座席安定化装置を付加するための研究	1998年3月	2003年3月
先進ハイブリッド推進技術	固体燃料と液体酸化剤による推進の制御が可能な推進装置の基礎技術に関する研究	1998年5月	2005年5月
浅海域音響技術	浅海域における音波の伝搬、海底での反射などの特性の分析・解析に関する研究	1999年6月	2003年2月
弾道ミサイル防衛技術	海上配備型上層システム（現在の海上配備型ミッドコース防衛システム）のミサイルの4つの主要構成部品（赤外線ソーカ、キネティック弾頭、第2段ロケットモータ及びノーズコン）に関する研究	1999年8月	継続中
野戦砲用高安全性発射薬	被弾時における発射薬への意図しない誘爆を回避する発射薬の基礎技術に関する研究	2000年3月	2004年1月
P-3Cの後継機の搭載電子機器	海上自衛隊の次期固定翼哨戒機（P-X）と米海軍の将来多用途海上航空機（MMA）の搭載電子機器を対象とし、相互運用性の確保などについての研究	2002年3月	継続中
ソフトウェア無線機	無線機の主要機能をソフトウェアによって実現するソフトウェア無線機の基礎技術に関する研究	2002年3月	継続中
先進船体材料・構造技術	先進材料及び構造技術の適用による、ステルス性及び残存性を向上した艦艇の船体システムに関する研究	2005年4月	継続中
艦載型対空レーダー	高出力半導体素子を適用した、艦艇用フェーズド・アレイレーダー技術に関する研究	2006年4月	継続中
艦載型戦闘指揮システム	艦艇の戦闘指揮システムにオープン・アーキテクチャ技術を適用することによって、情報処理能力を向上させる研究	2006年4月	継続中

6 在日米軍の駐留を円滑にするための施策など

在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的な要素であり、わが国とアジア太平洋地域に対する米国の深いコミットメントの意思表示でもある。在日米軍は、さまざまな形でわが国とアジア太平洋地域の平和と安定に大きく

貢献しており、特に、その存在自体が目に見える形での抑止機能を果たしていると考えられる。わが国としては、在日米軍の駐留を円滑にするための諸施策を積極的に行い、日米安保体制の信頼性の向上を図ることとしている。

1) 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文」

1 在日米軍の駐留にかかわる経費の負担など

在日米軍駐留経費負担は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保する上で重要である。このような観点から、わが国は財政事情などにも十分配慮しつつ、日米地位協定の範囲内で、あるいは特別協定¹に基づいて、できる限りの努力を払ってきた。現在、防衛庁においては、在日米軍駐留経費負担として、在日米軍が使用する施設・区域についての提供施設整備費²、在日米軍従業員の労務費、在日米軍が公用のため調達する光熱水料など、日本側の要請による在日米軍の訓練の移転に伴い追加的に必要となる経費（訓練移転費）の負担を行っている。

また、平成13年度から平成17年度までを対象とした特別協定（前協定）が本年3月31日に失効するものとされていたことから、政府は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、在日米軍駐留経費の日本側による負担を図り、在日米軍の効果的な活動を確保するため、05（平成17）年2月以降、米国政府と協議しつつ、検討を行ってきた。

その結果、新たな特別協定について最終的な合意に至り、本協定は、本年1月に日米間で署名され、国会の承認を経て、同年4月1日に発効した。本協定では、在日米軍再編の進展の結果を見極めることが困難であるとの特殊な事情を踏まえ、対象期間を従来の5年間ではなく、さらに暫定的な2年間としつつ、労務費、光熱水料などおよび訓練移転費の3種類の経費について、前協定の負担の枠組みおよびその水準を維持した。他方で、本年度の提供施設整備費については、わが国の厳しい財政事情にかんがみ、より一層の節減に努め、これにより、在日米軍駐留経費負担を全体として抑制した。なお、今後の在日米軍駐留経費負担のあり方については、在日米軍再編の成行きを見極める必要があり、本協定が失効する2年後に、その時点で厳しい財政事情や日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の必要性といった種々の要素を改め

図表4-3-10 在日米軍駐留経費負担の概要

提供施設整備費	昭和54年度から、施設・区域内に隊舎、家族住宅、環境関連施設などを日本側の負担で建設し、米軍に提供	地位協定の範囲内
労務費	昭和53年度から福利費などを、昭和54年度から国家公務員の給与と条件に相当する部分を超える給与を日本側が負担	地位協定の範囲内
	昭和62年度から調整手当など8手当を日本側が負担	特別協定（昭和62年度）
光熱水料など	平成3年度から、基本給などを日本側が負担（段階的に負担の増大を図り、平成7年度以降は、上限労働者数の範囲内で全額を負担。）	特別協定（平成3年度）
	平成3年度から電気、ガス、水道、下水道及び燃料（暖房、調理、給湯用）を日本側が負担（段階的に負担の増大を図り、平成7年度以降は、上限調達量の範囲内で全額を負担。）	特別協定（平成3年度）
訓練移転費	平成13年度から、上限調達量について、特別協定（平成8年度）の上限調達量から施設・区域外の米軍住宅分を差し引いた上で、さらに10%引き下げ	特別協定（平成13年度）
訓練移転費	平成8年度から、日本側の要請による訓練移転に伴い追加的に必要となる経費を日本側が負担	特別協定（平成8年度）

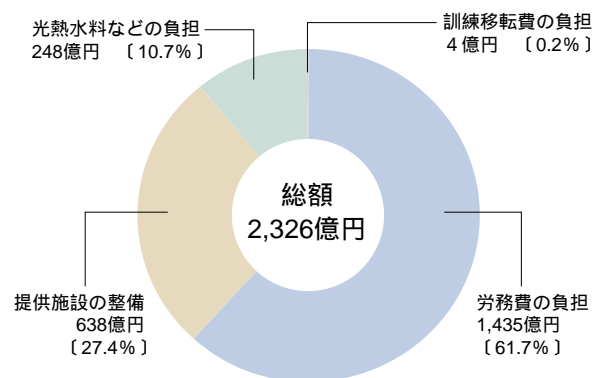
て総合的に勘案して対応することとなる。

（図表4-3-10参照）

これらの在日米軍駐留経費負担のほか、政府は在日米軍施設・区域の提供に必要な経費（施設の借料など）の負担、同施設・区域の周辺地域における生活環境などの整備のための措置、在日米軍従業員の離職対策などを行っている。また、市町村に対して固定資産税の代替である基地交付金³などを交付している。

（図表4-3-11参照）

図表4-3-11 在日米軍駐留経費負担の現状（平成18年度予算）



負担総額は対前年度比：2.2%減

（注）〔 〕内は構成比

1) 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」

2) 提供施設整備については、案件採択基準を次のとおり策定し、効果的な実施に努めている。在日米軍の駐留基盤整備に寄与する施設（隊舎、家族住宅など）については、必要性、緊急性などを勘案しつつ着実な整備を図る。レクリエーション、娯楽施設などの福利厚生施設については、必要性を特に精査し、娯楽性・収益性が高いと認められるもの（ショッピングセンターなど）の新規採択を控える。

3) 総務省が交付

2 在日米軍施設・区域の安定的な使用の確保

政府は、必要な在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、その民公有地については、所有者との合意の下、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法⁴により、使用権原⁵を取得することとしている。

また、政府は、日米安保条約の目的達成と周辺地域社会の要望との調和を図るため、在日米軍施設・区域に関する諸施策を推進してきた。

参照 > 本章2節 (P201)

さらに、在日米軍施設・区域の周辺地域においては、米軍人などによる事件・事故の発生が地域住民に影響を与えている。04(同16)年8月に沖縄県宜野湾市で発生した米軍ヘリ墜落事故については、既に事故原因や再発防止策が公表され、日米共同で、普天間飛行場のさらなる可能な安全対策の検討を行っている。また、本年1月に横須賀市で発生した米軍人による強盗殺人事件については、同月に開催された日米防衛首脳会談において、ラムズフェルド国防長官より、遺憾の意と弔意が表されたところ、額賀防衛庁長官より、再発防止と綱紀肅正に向けた同国防長官の指導力の発揮に期待する旨の発言がなされた。

政府としては、米軍に対して兵員の教育、綱紀肅正などその再発防止策について実効ある措置を講ずるよう求め、再発防止策に協力していくとともに、こうした事件・事故による被害に対しては、迅速かつ適切な補償が行われるよう措置している。

3 在日米軍施設・区域をめぐる環境保全への取組

在日米軍施設・区域をめぐる環境問題について、00(同12)年9月、「2+2」会合において、日米両国政府は、在日米軍施設・区域にかかわる環境保護が重要であるとの認識の下、在日米軍施設・区域の周辺住民、米軍人・軍属やその家族などの健康と安全の確保を共通の目的とすることに合意し、「環境原則に関する共同発表」⁶を行った。この発表のフォローアップのため、日米協議が強化され、具体的には、日本環境管理基準⁷(JEGS) Japan Environmental Governing Standardsの定期的見直しの際の協力の強化、環境に関する情報交換、環境汚染への対応などにかかわる協議について関係省庁が連携して取り組んでいる。また、05(同17)年2月の「2+2」会合の共同発表および本年5月の「2+2」会合においても、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善の重要性について日米間で確認した。

4) 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」

5) 権原とは、ある行為を正当化する法律上の原因

6) 環境管理基準、情報交換と立入り、環境汚染への対応、環境に関する協議の4項目からなる。

7) 日本環境管理基準は、在日米軍の活動と施設が人の健康と自然環境を保護できるよう保証する目的で在日米軍が作成した環境管理基準。環境汚染物質の取扱と保管方法などを定めている。

防衛庁職員を対象とした米研究所主催の研修

海上自衛隊 幹部学校付（当時米国留学中） 1等海尉 濱中みゆき

私は、本年3月にワシントンDCで実施された、米国を代表するシンクタンクの1つであるCSIS（戦略国際問題研究所）主催の防衛庁職員研修に参加いたしました。この研修には、日米同盟を始めとする安全保障政策に関する、最新かつ幅広い専門的知識の吸収、米国の安全保障関係者との人的関係の構築という大きく分けて2つの目的がありました。

米国及び日米間の安全保障関連事項について学ぶ上で、アーミテージ元国務副長官、ファーゴ元太平洋軍司令官をはじめとする、望み得る最高レベルといっても過言ではない方々を講師に迎え、政策、運用、情報、調達といった分野や、中国、インド、韓国といった地域についての情勢認識・政策など多岐にわたる内容を研修いたしました。米国では、過去何十年もの間、国益の追求という観点からは国家安全保障政策上の目的にあまり大きな変化はないが、一方で、目的を追求する手段に関しては、最新の技術の採用や変革の実施など常に最善を求めるといった基本的考え方を持っているということがよく理解できました。特に、最近では、安全保障・防衛の分野においても、効率性を重視するとの観点からビジネス的手法を大きくとりいれるなど、民間の能力や考え方の活用が進んでいることが印象に残りました。

このように、最新の知識を得たことも大変貴重な経験となりましたが、研修のもう1つの大きな成果は、国防省のヒル北東アジア部長ほか日本担当との意見交換などを通じて、過去、現在、将来の米国の対日政策関係者の率直な考えを知ることができたことです。日本側参加者の「米国は、日本に対し同盟国としてどのような役割を望むのか」という質問に対し、政府関係者の一人が「これからは、米国が何を望むのかという基準ではなく、どのような役割を果たしていくつもりなのかを日本自身が考えて欲しい」と答えたように、日米同盟という枠組みの中でのわが国の主体性を望む発言が多いように感じました。

米国政府関係者等が、われわれ若い世代を対象としたこの研修に時間を割き、率直に意見交換に応じてくれたことから、同盟国としてのわが国への高い評価を感じるとともに、防衛庁と米国との結びつきの強さと将来の防衛庁・自衛隊に対する期待の大きさを実感しました。



海自幹部学校付 濱中1等海尉（写真中央）